

長野県立信州医療センター院内トリアージ実施基準

長野県立信州医療センター
救急・集中治療部運営委員会

トリアージの目的

救急医療の現場では、人的・物的資源を考慮して最大多数の救急患者に最善の医療を施す必要があるが、迅速かつ正確に重症度と緊急度を判定し、予防可能な病状悪化を回避することの意義は高い。そのために、救急患者トリアージ実施基準を設け、適切に実施される必要がある。

当院におけるトリアージ実施基準は次の通りとする。

1. トリアージ実施者

救急外来の医師、又は看護師がトリアージを行うものとする。

2. トリアージ開始時間及び再評価時間の目安

- トリアージ開始時間は、患者来院後 10 分以内を目標とする。
- トリアージに要する時間は、患者一人当たり 2～5 分を目標とする。
- トリアージ実施者は、診察待機中の患者の継続観察に努め、初回の評価から一定時間後に再トリアージを行うものとする。

3. トリアージの分類

区分	定義	診察までの目標時間	再トリアージ時間
低緊急・軽症（緑色）	診察後、帰宅可能が予想される場合。	60 分	<u>60 分</u>
準緊急・中等症（黄色）	診察後、入院が予想される場合。	30 分	<u>30 分</u>
緊急・重症（赤色）	ただちに診療を開始する必要があると予想される場合。	直ちに	<u>継続</u>

4. トリアージの流れ

- 受付で問診票の配布、記入を依頼する。
- 問診票に基づいて問診、バイタルサイン測定、患者アセスメントを行う。
- トリアージを実施する。
- 電子カルテに問診内容、バイタルサインを記載する。
- 医師に連絡する。
- 緊急性の高い患者については救急観察室ベッドへ移動する。

施行 平成 24 年 4 月 1 日

改訂 令和 7 年 4 月 1 日